

### (三) 最高裁判所裁判官国民審査

# 1 選挙事務報告例による各種報告調

## (1) 投票結果に関する調

男女別	審査当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率 (%)
男	1,486,608	1,087,116	399,492	73.13
女	1,669,478	1,262,062	407,416	75.60
計	3,156,086	2,349,178	806,908	74.43

## (2) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調

投票総数 (A)	有効投票数 (B)			無効投票数 (C)	無効投票率 $\frac{(C)}{(A)}$ (%)
	総数	法第22条第2項の規定の適用を受けたもの	令第10条第2項の規定の適用を受けたもの		
2,346,911	2,194,759	3		152,152	6.48

## (3) 無効投票に関する調

無効投票数	点字投票以外の投票				点字投票					
	成規の用紙を用いないもの	×の記号以外の事項を記載したもの	全員について記載無効	計	成規の用紙を用いないもの	氏名ほかに他事を記載したもの	氏名以外の事項を記載したもの	氏名を自書しないもの	何人かを記載したか確認し難いもの	計
152,152	1	141,589	10,534	152,124		4	18	2	4	28

## (4) 仮投票に関する調

総数	事由による内訳			受理・不受理による内訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合		受理したもの	受理しなかったもの
0	0	0	0	0	0

## (5) 点字投票に関する調

総数	内訳	
	有効	無効
559	531	28

## (6) 代理投票に関する調

投票当日投票所における代理投票	選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会委員長に対してなした不在者投票の代理投票	合 計
5,827	5,507	11,334

## (7) 不在者投票の受理、不受理に関する調

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において受理又は拒否と決定したもの			合 計
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
73,929	2	8	10	73,939

## (8) 罷免を可とする投票数、可としない投票数等に関する調

区分	裁 判 官 氏 名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数	計
1	(谷 ぐち まさ たか) 谷 口 正 孝	392,808	1,801,949	2	2,194,759
2	(みや ぎき と いち) 宮 崎 梧 一	390,017	1,804,740	2	2,194,759
3	(てら だ じ ちゅう) 寺 田 治 郎	378,731	1,816,027	1	2,194,759
4	(い とう まさ ゐ) 伊 藤 正 己	355,672	1,839,086	1	2,194,759